

2022年9月吉日

各位

一般財団法人熊本県教育会館  
理事長 村枝 哲弥

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金の特別取扱いについて

このたびの、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

一般財団法人熊本県教育会館では、新型コロナウイルス感染症と診断された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合（以下、「みなし入院」）でも、入院見舞金及び、入院給付金等のお支払対象としております。

今般、政府において、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に変更することが決定されました。

保険約款における「入院」とは、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しています。

これにより、発生届の対象とならない方を新型コロナウイルス感染症と診断されたことのみをもって「医師の管理下における治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日以降「みなし入院」の入院給付金等支払対象を以下のとおり変更することといたします。

<「みなし入院」の対象>

2022年9月25日（※）までの取扱い	2022年9月26日（※）以降の取扱い
新型コロナウイルス感染症と診断された方で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる方	新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方々を対象といたします ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方 ・妊娠中の方

（※）陽性判明日（診断日）